（呉市建築基準法施行細則７条）

（第１面）

地業工事監理状況報告書

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 呉 市 長（建築主事）  呉 市 長（建築副主事）  指定確認検査機関 | 様 |

住所

工事監理者　氏名

(　　)建築士(　　)登録第　　　　　　　　　　号

(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　　　　号

電話(　　　)　　　　　番

次のとおり，工事の監理状況を報告します。

この監理報告書に記載の事項は，事実に相違ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　　　告　　　　内　　　　容 | | | |
| 報　　　　告　　　　事　　　　項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| １　材料 | (1) 既製コンクリート杭及び鋼杭  ・製造所名，規格，品質，種類，径，長さ，先端補強，標尺表示  ・外観（割れ・傷）  ・継手部の溶接材料（溶接棒の規格） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2) 場所打ちコンクリート杭  ①　共通  ・鉄筋（規格・種類・径・品質証明）  ・コンクリート |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ②　材料  ・セメント（規格・種類）  ・骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法）  ・水（規格）  ・混和材料（規格・種類）  ・型枠（種類・形状） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ③　コンクリート受入れ  ・指定のコンクリートであることの確認 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ２　施工 | (1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業  ①　共通  ・資格（溶接技能者）  ・継手の状態（杭の軸線・溶接部・機械式継手）  ・杭頭の処理，補強  ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ） |  | Ａ・Ｃ |  |
| ②　打込工法  ・プレボーリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ）  ・建入れ（垂直度）  ・落下高さ，打撃回数，貫入量，高止まり量，リバウンド量，支持力 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |

(第２面)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　　　告　　　　内　　　　容 | | | |
| 報　　　　告　　　　事　　　　項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| ２　施工 | (1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業  ③　セメントミルク工法  ・オーガー，杭本体の垂直度  ・支持地盤・オーガーの支持地盤への根入れ深さ  ・安定液（濃度）  ・根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験）  ・杭周固定液（浸透・注入量・管理試験） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ④　特定埋込杭工法  ・認定を受けた条件 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (2) 場所打ちコンクリート杭地業  ・鉄筋かごの組立（径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スペーサー・補強リング・溶接）  ・資格（施工管理技術者）  ・位置，掘削深さ，径，支持地盤，支持地盤への根入れ深さ  ・鉄筋継手の重ね長さと主筋の結束  ・スライム処理  ・コンクリート打設（トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置）  ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量）  ・アースドリル工法（安定液の品質管理・掘削孔の垂直度）  ・ベノト工法（上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり）  ・リバースサーキュレーション工法（泥水管理・掘削機の水平と垂直度） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ３　試験 | (1) 試験杭  ・杭長，位置，支持地盤の土質，支持地盤への根入れ深さ  ・杭の施工状況 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (2) 杭の載荷試験  ・載荷時間，沈下量，最大荷重，許容支持　力 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (3) 地盤の載荷試験  ・載荷時間，沈下量，最大荷重，許容支持　力 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (4) コンクリートの試験  ①　フレッシュコンクリート  ・種類，運搬時間，スランプ，フロー，空気量，塩化物量，コンクリート温度  ・テストピースの採取 |  | Ａ・Ｃ |  |
| ②　構造体コンクリ―ト強度試験  ・圧縮強度，管理材齢 |  | Ａ・Ｃ |  |

注　１　この様式は，完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第４面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類，品質，形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況，接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。

２　完了検査申請書にこの様式を添付する場合，特定工程に係る建築物にあつては，直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。

３　具体的な確認方法は，工事監理ガイドライン（平成21年９月１日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。

４　該当がない項目の記載は不要とする。

５　「照合を行つた設計図書」の欄は，建築基準法施行規則第１条の３に規定する図書等のうち，工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

６　「確認方法」の欄は，Ａ・Ｂ・Ｃのうち，該当するものを○で囲むこと。Ｃに該当する場合は，確認に用いた具体的な書類を記載すること。Ｃで確認した書類は，検査時に確認する場合があるため，現場に備え置くこと。

Ａ：目視（試験）による立会確認

Ｂ：計測等による立会確認

Ｃ：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認

７　「確認結果」の欄は，「適」・「不適」のいずれかを記入し，工事施工者が注意に従わなかつた場合は「不適」を記入すること。また，不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

８　知事又は建築主事等から建築基準法第 12条第５項の規定に基づき，指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第３号（第７条関係））の提出を求める場合がある。この場合，この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

９　不用の文字は，消すこと。

10　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４とする。